

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、  
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

## 暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

## 宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 6月23日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 吉 田 智 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 7年 7月 9日 午前 9時00分から 令和 7年 7月15日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 7月18日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 8月 7日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 7年 7月23日 午前 9時00分から 令和 7年 7月23日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金, 小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 6月23日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和6年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1, 2	66,556,000 53,244,800	一括	13,320,000	466,685	123,654
1	23,185,000				
2	43,371,000				
備考					



## 物件目録

- 1 所 在 広島市西区南観音一丁目  
地 番 1195番3  
地 目 宅地  
地 積 410.97平方メートル
- 2 所 在 広島市西区南観音一丁目1195番地3  
家屋 番号 1195番3  
種 類 居宅・車庫  
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建  
床 面 積 1階 170.55平方メートル  
2階 149.26平方メートル  
3階 77.87平方メートル

(未登記附属建物)

- 種 類 倉庫  
構 造 軽量鉄骨造スレート葺2階建  
床 面 積 1階 約 8平方メートル  
2階 約12平方メートル



※  
の  
み  
※

## 物件明細書

令和 7年 5月 8日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 吉田 智美

- 
- 1 不動産の表示  
【物件番号1, 2】  
別紙物件目録記載のとおり

---

  - 2 売却により成立する法定地上権の概要  
なし

---

  - 3 買受人が負担することとなる他人の権利  
【物件番号1, 2】  
なし

---

  - 4 物件の占有状況等に関する特記事項  
【物件番号2】  
本件所有者が占有している。

---

  - 5 その他買受けの参考となる事項  
なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



## 物 件 目 録

- 1 所 在 広島市西区南観音一丁目  
地 番 1195番3  
地 目 宅地  
地 積 410.97平方メートル
- 2 所 在 広島市西区南観音一丁目1195番地3  
家屋 番号 1195番3  
種 類 居宅・車庫  
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建  
床 面 積 1階 170.55平方メートル  
2階 149.26平方メートル  
3階 77.87平方メートル

(未登記附属建物)

- 種 類 倉庫  
構 造 軽量鉄骨造スレート葺2階建  
床 面 積 1階 約8平方メートル  
2階 約12平方メートル



令和 6年(ケ)第156号  
令和 7年 1月23日受理  
令和 7年 4月 7日提出

## 現況調査報告書

(物件1及び2)

広島地方裁判所

執行官 徳田 求

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



物 件 目 録

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在   | 広島市西区南観音一丁目  |
|   | 地 番   | 1 1 9 5 番 3  |
|   | 地 目   | 宅地   |
|   | 地 積   | 4・1 0. 9 7 平方メートル  |
| 2 | 所 在   | 広島市西区南観音一丁目 1 1 9 5 番地 3   |
|   | 家屋 番号 | 1 1 9 5 番 3  |
|   | 種 類   | 居宅・車庫  |
|   | 構 造   | 鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建   |
|   | 床 面 積 | 1階 1 7 0. 5 5 平方メートル<br>2階 1 4 9. 2 6 平方メートル<br>3階 7 7. 8 7 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり													
住居表示	広島市西区南観音一丁目7番7号													
土地	物件1													
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件 ) <input type="checkbox"/> (物件 )													
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>													
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり													
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)													
その他の事項														
建物	物件2													
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点異なる( <input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物 ) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:													
物件目録にない附属建物	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>種類:倉庫</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造:軽量鉄骨造スレート葺2階建</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積:1階 約8㎡      2階 約12㎡</td> </tr> </table>		{	種類:倉庫		構造:軽量鉄骨造スレート葺2階建		床面積:1階 約8㎡      2階 約12㎡						
{	種類:倉庫													
	構造:軽量鉄骨造スレート葺2階建													
	床面積:1階 約8㎡      2階 約12㎡													
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり													
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)													
その他の事項														
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>平成</td> <td>年( )第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>		[	地方裁判所	支部	平成	年( )第	号		保管開始日	平成	年	月	日
[	地方裁判所	支部	平成	年( )第	号									
	保管開始日	平成	年	月	日									
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり													

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A 法律事務所事務員	(以下は、令和7年3月31日に電話で聴取した。) 1 債務者兼所有者 B から債務整理の依頼を当事務所で受けています。 2 この不動産は、債務者兼所有者 B の所有であり、家族と共に住んでいることで間違いありません。 3 本件競売対象物件の敷地内のプレハブは、平成6年頃に、B が建設した物です。 <p style="text-align: right;">以上</p>

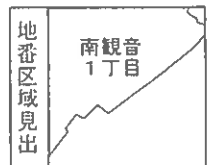
執行官の意見	
■	1 物件1の土地は、北西側の市道（西2区73号線）に接している。 2 未登記のプレハブ倉庫については、主物（物件2）の常用に供され（継続的に経済的効用を高めている）、主物に附属すると認められる場所的關係にあり、主物からは独立し、主物と同一所有者に属することから、未登記附属建物と認定した。 <p style="text-align: right;">以上</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年1月29日(水) 11:10-11:20	物件所在地	物件の同一性確認、占有調査 外観写真撮影
令和7年1月29日(水) 11:35-11:55	西部市税事務所	間取図面の交付申請
令和7年2月13日(木) 12:55-13:05	広島法務局	公図等の交付申請
令和7年2月21日(金)	当庁	貸借関係の照会書発送(切手220円分使用)
令和7年3月17日(月) 12:50-13:40	物件所在地	立入調査 写真撮影
令和7年3月31日(月) 13:00-13:10	当庁	占有調査等(関係人から電話で聴取)
令和 年 月 日 ( ) : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和7年3月17日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠(2箇所)させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

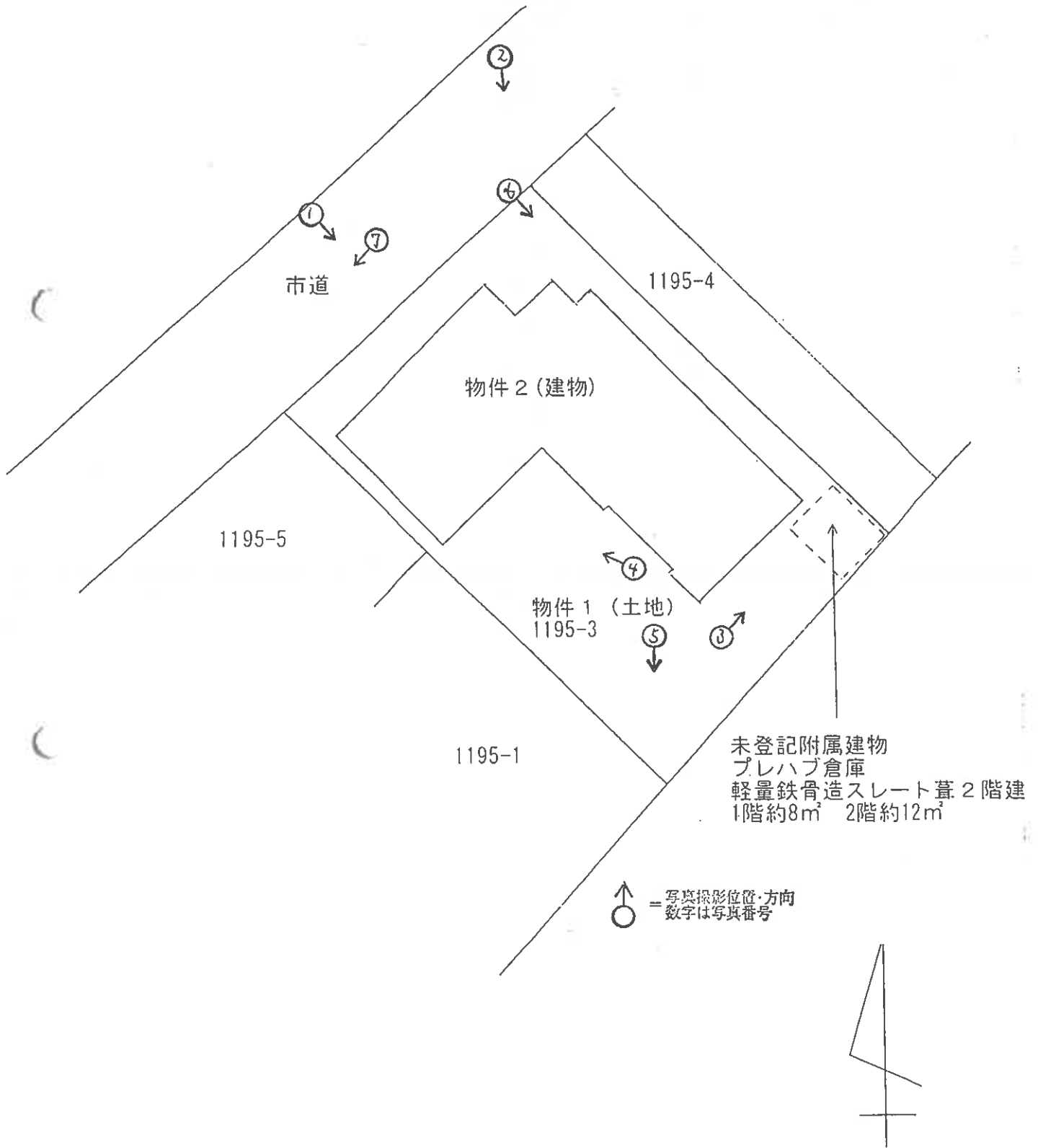
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

縮小(A3→A4)



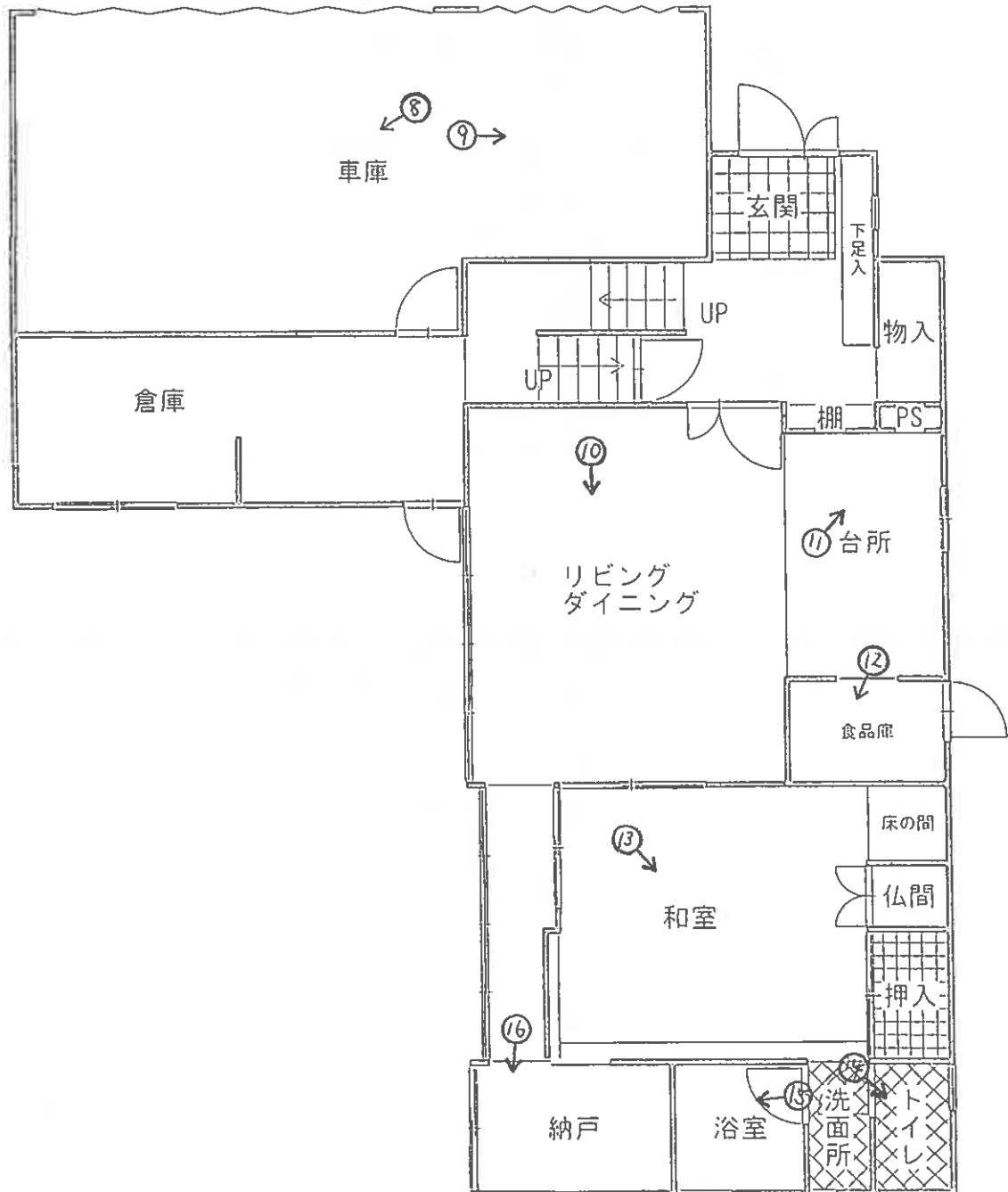
請求部分	所在	広島市西区南観音一丁目			地番	1195番3		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系又は番号は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)		補記事項		

土地建物位置関係図



建物間取図（見取図）

1階

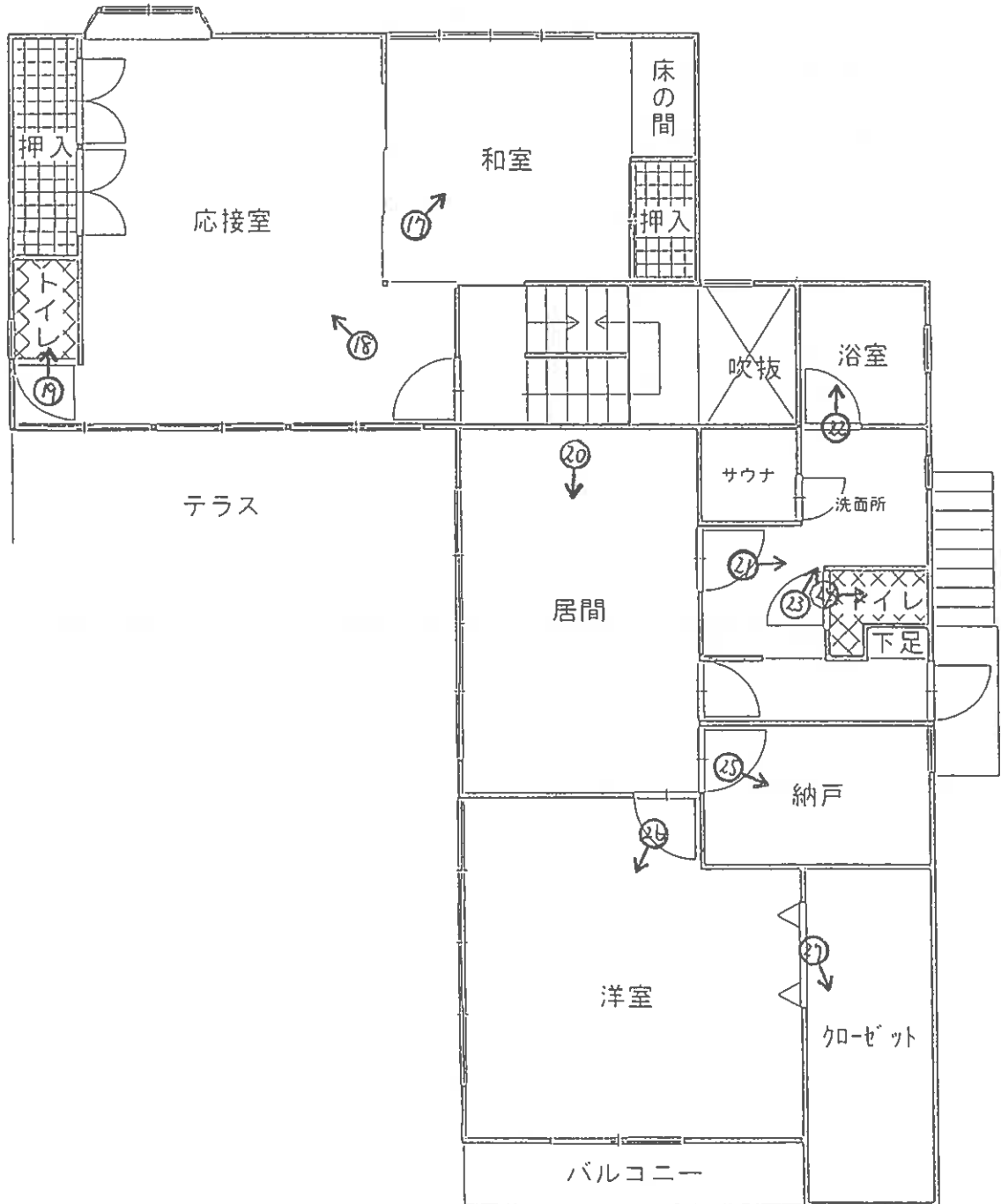


↑ = 写真撮影位置・方向  
○ = 数字は写真番号

( 7 枚目 )

建物間取図（見取図）

2階



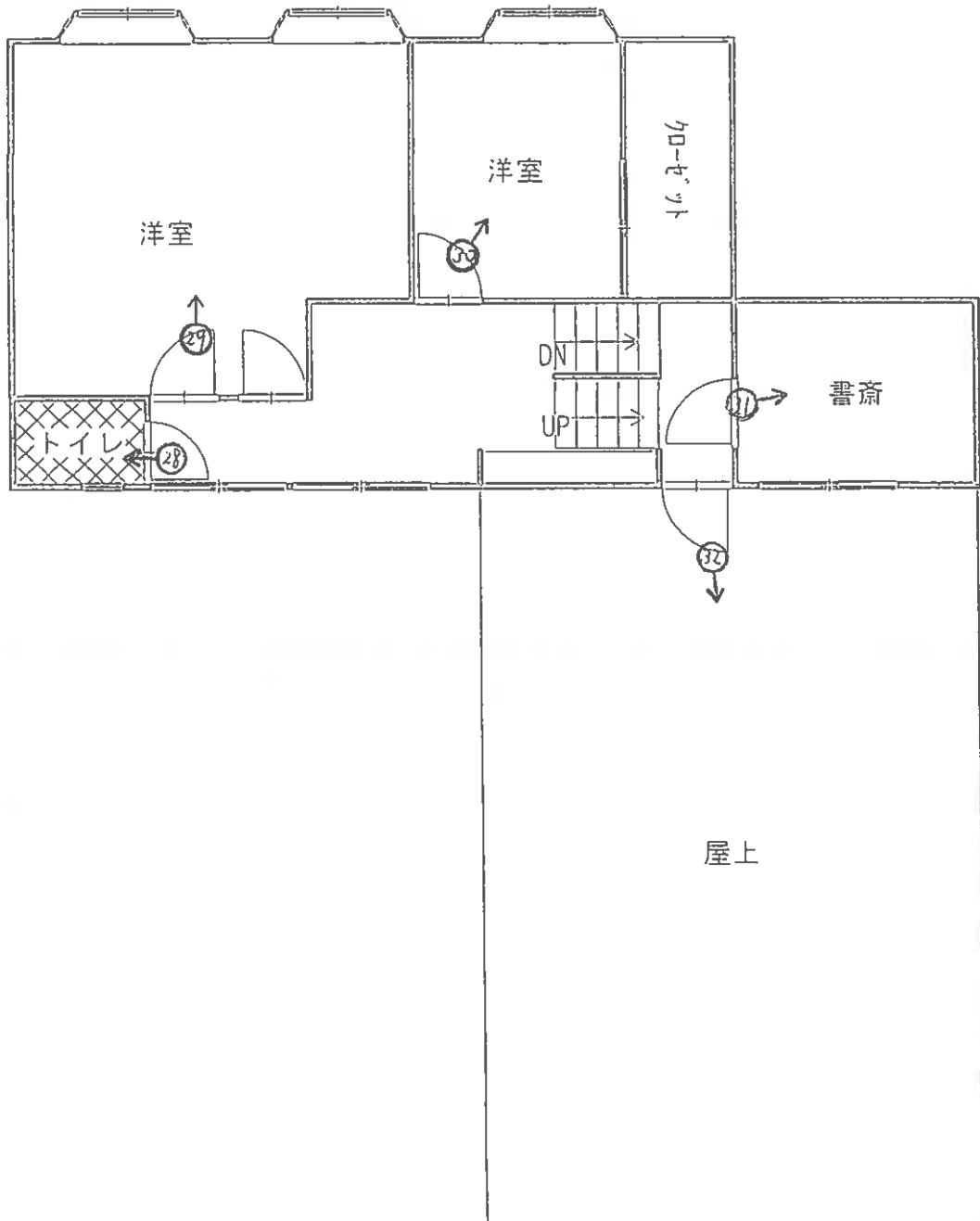
↑ = 写真撮影位置・方向  
数字は写真番号

( 8 枚目)



建物間取図（見取図）

3階



↑ = 写真撮影位置・方向  
○ = 数字は写真番号

( 9 枚目)

写真①



写真②



写真③



未登記付属建物

写真④



写真⑤



写真⑥



写真⑦



接道

写真⑧



写真⑨





写真⑩



写真⑪



写真⑫



写真⑬



写真⑭



写真⑮



写真⑩



写真⑰



写真⑱





写真⑱



写真⑳



写真㉑





写真⑳



写真㉓



写真㉔



写真⑳



写真㉑



写真㉒



写真⑳



写真㉑



写真㉒





写真⑳



写真㉑



写真㉒



未登記附属建物 1 階内部の  
状況

写真③④



未登記附属建物 2階内部の  
状況

令和 6 年 (ケ) 第 156 号  
令和 7 年 3 月 17 日 現地調査  
令和 7 年 4 月 8 日 評 価

広島地方裁判所 御中

# 評 価 書

(物件 1 ・ 2)

評価人 不動産鑑定士

浦 信一

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 66,556,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 23,185,000円
物件2(建物)	金 43,371,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	広島市西区南観音一丁目 1195番3 宅地 410.97㎡	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積  種類 構造 床面積	広島市西区南観音一丁目1195番地3 1195番3 居宅・車庫 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 1階 170.55㎡ 2階 149.26㎡ 3階 77.87㎡ 合計 397.68㎡	附属建物以外は同左  (附属建物) 倉庫 軽量鉄骨造スレート葺2階建 1階 約8㎡ 2階 約12㎡ 合計 約20㎡
番号	特記事項		
	・特になし。		



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	「新観音橋西」バス停の南方・直線距離約650m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	付近は、一般住宅や共同住宅等が建ち並ぶ住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第2種住居地域 60% 200% 準防火地域 特になし
画地条件	規模 410.97 m <sup>2</sup>	間口 約 16 m 奥行 約 26 m 形状 略長方形 接面状況 中間画地 その他 地勢ほぼ平坦
接面道路の状況	北西側 約 7 m 舗装 市道 高低差 ほぼ等高	
土地の利用状況等	現状は、物件1上に物件2の建物が存する。 隣地は戸建住宅等。 目的外建物 なし	
供給処理施設	上水道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。
特記事項	・特になし。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成 5 年 4 月 4 日 新築 経過年数：約 32 年 経済的残存耐用年数：約 18 年
仕様	構造：第3 目的物件欄記載のとおり。 屋根：第3 目的物件欄記載のとおり。 外壁：サイディング等 内壁：クロス張り等 天井：クロス張り等 床：フローリング、畳等 設備：電気設備、給水設備、衛生設備等 その他：特になし
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途：居宅・車庫  間取り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品等	優る
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特記事項	・敷地の東側に未登記附属建物、軽量鉄骨造スレート葺2階建のプレハブ倉庫延床面積約20㎡が存在する。平成6年頃に建設とのことであるが、外観は劣化が目立つ簡易な建物であり、個別の経済価値は認められない。

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### (1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	199,000	0.90	410.97	1.00	1	73,605,000

#### ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員7m舗装道路に略等高接面する地積約200㎡程度の略整形な中間画地とした。

#### 地価公示価格 (広島西-25)

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(㎡/円) a×b×c×d
183,000	$\frac{101}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{93}$	199,000

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 必要なし。

◇地域格差 : 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

#### イ 個別格差 :

規模過大	0.90
相乗積	0.90

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 必要なし。

オ 持 分 : 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
2	200,000	397.68	0.27	1	21,475,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
32 年	18 年	50 年

残価率	観察減価
5 %	30 %

$$\text{現価率} = \left[ \text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times \left( \frac{\text{経済的残存耐用年数}}{\text{経済的全耐用年数}} \right) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.27$$

エ 持 分：共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### (1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ
1	73,605,000	0.55 法定地上権	40,483,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

### (2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	73,605,000	- 40,483,000	/	1.00	0.70	23,185,000
2	21,475,000	+ 40,483,000	1.00	1.00	0.70	43,371,000
一括価格(合計)						66,556,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

### 1 地価公示価格（広島西－25）

所 在 : 南観音4丁目1122番1外「南観音4－6－5」  
価 格 : 183,000円/㎡  
位 置 : JR山陽本線「広島」駅の南西方・道路距離約5,400m。  
価 格 時 点 : 令和7年1月1日  
地 積 : 198㎡  
供給処理施設 : 水道、下水道、ガス  
接 面 街 路 : 南東側4.4m市道  
用途指定等 : 第2種住居地域（建蔽率 60%、容積率 200%）  
地域の概要 : 戸建住宅が中心だが共同住宅も増加している地域

### 2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 46,505,365 円（1㎡当たり 113,160 円）、課税地積 410.97 ㎡  
物件2 25,451,347 円（1㎡当たり 64,000 円）、課税床面積 397.68 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

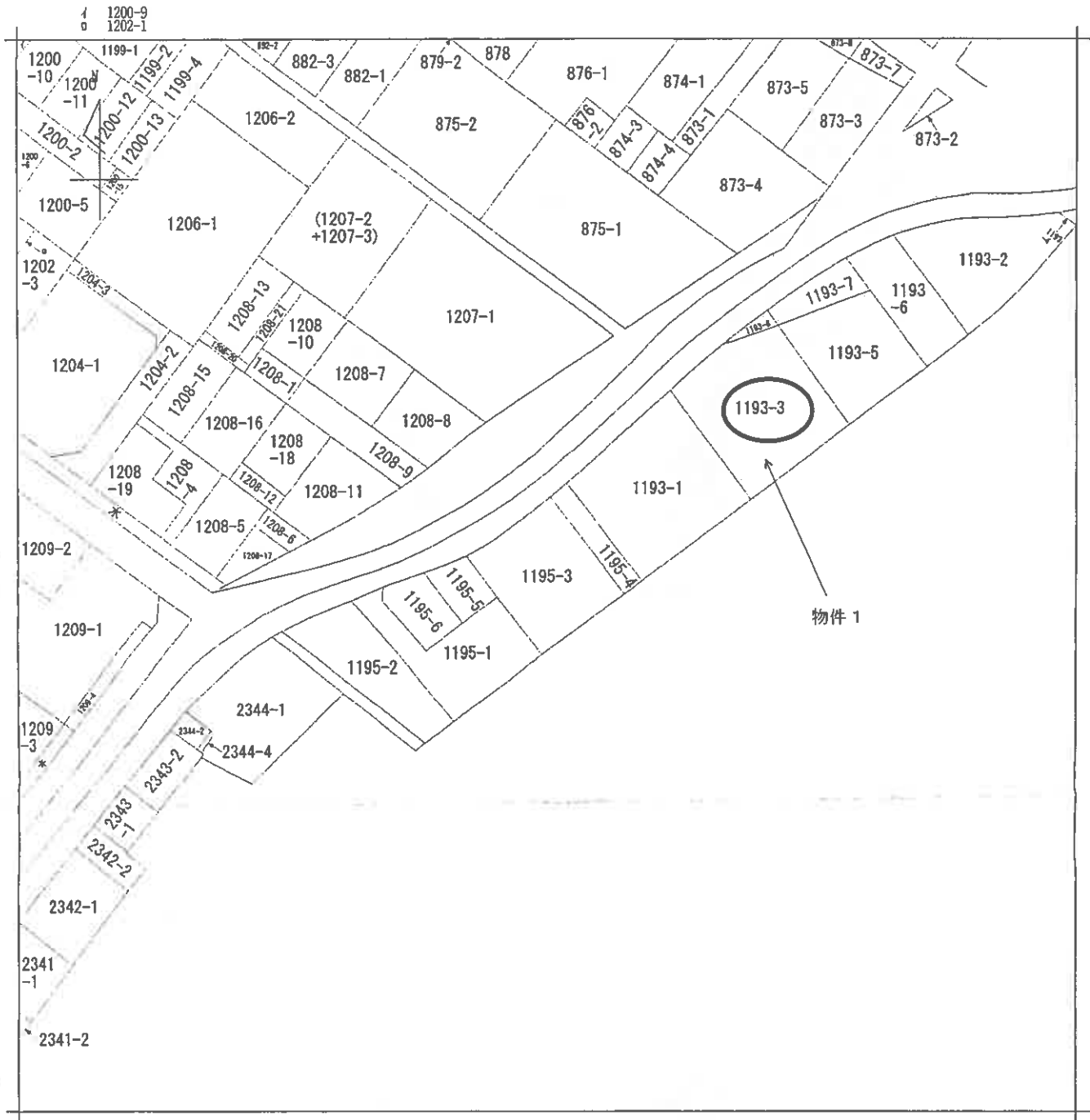
## 第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（広島市 縮尺 1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付）
- 4 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 5 建物間取図（見取図）

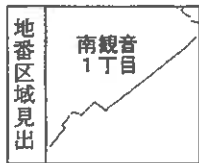
以 上

受命物件の位置図（広島市「白図」）





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	広島市西区南観音一丁目			地番	1195番3			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年11月26日  
広島法務局

縮小 A3→A4

地図整理番号：M02396  
(1/1)

登記官





登記年月日：昭和40年6月7日

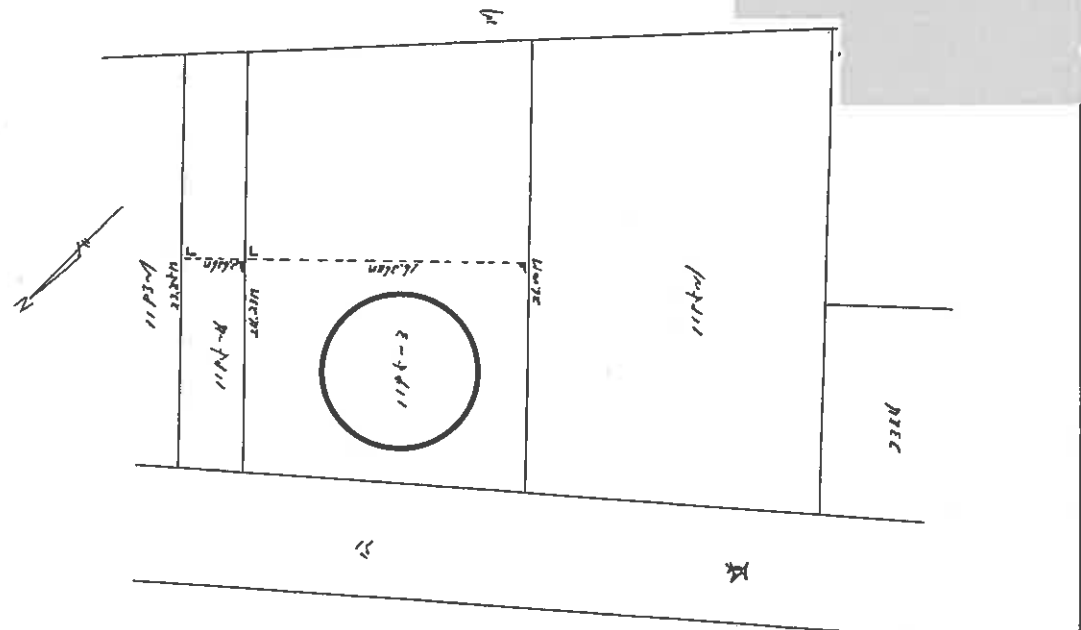
682333

地番	1186番地03、1186番地04
土地の所在	大分県大分市大分区大分1丁目

長瀬湖堤面

5.40.6.7

昭和40年6月7日	作製年月日
白	作製者
	甲 附 入



物件1

$16.064 \times \frac{24.27 + 26.00}{2} = 410.98 \text{ m}^2$ $410.98 \times 0.3024 = 124.2777 \text{ ----- } 1186-3$
---

$$27.41 \times \frac{22.54 + 28.33}{2} = 87.41 \text{ m}^2$$

$$87.41 \times 0.3024 = 26.4477 \text{ ----- } 1186-4$$

(広島土地家屋調査士会 用紙)

縮尺	1/300
----	-------

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。  
令和6年11月27日 広島法務局

登記官

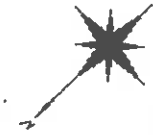
登記年月日：平成5年5月21日

各階平面図 683427

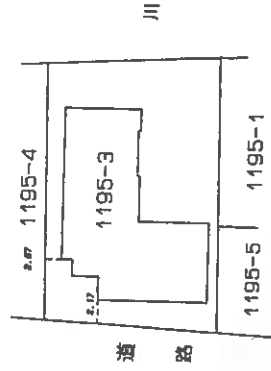
建築物各階平面図

家屋番号	1195-3
建築物の所在	広島市西区南観音一丁目1195番地3

45.5.21



物件2



作製者

縮尺 1/

申請人

縮尺 1/500

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。  
令和6年11月26日 広島法務局

登記官

登記年月日：平成5年5月21日

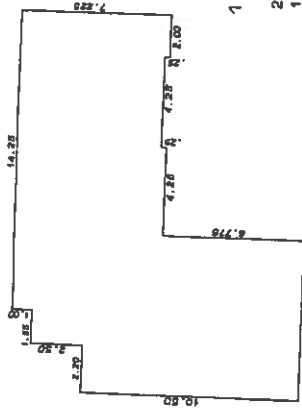
# 各階平面図

宗地番号 1195-3

建物の所在 広島市西区南観音一丁目1195番地3.

# 建物図面

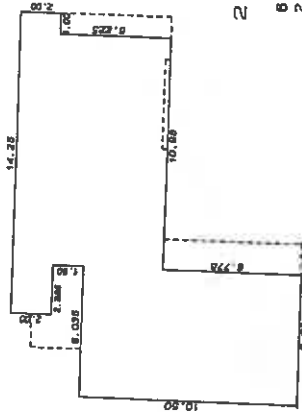
1/5.5.2/



1階 面積計算表

2.200 x 10.500	=	23.100000
1.550 x 13.000	=	20.150000
3.750 x 14.000	=	52.500000
4.250 x 7.225	=	30.706250
4.250 x 6.975	=	29.643750
2.000 x 7.225	=	14.450000
床面積		170.550000
床面積		170.55 m <sup>2</sup>

物件2



2階 面積計算表

8.035 x 10.500	=	83.967500
2.285 x 2.000	=	4.570000
0.015 x 14.000	=	0.210000
10.950 x 7.225	=	79.113750
1.000 x 2.000	=	2.000000
床面積		149.261250
床面積		149.26 m <sup>2</sup>

3階 面積計算表

3.75 x 10.50	=	39.3750
2.75 x 14.00	=	38.5000
床面積		77.8750
床面積		77.87 m <sup>2</sup>

製作者 土地家屋調査士

縮尺 1/250

申請人

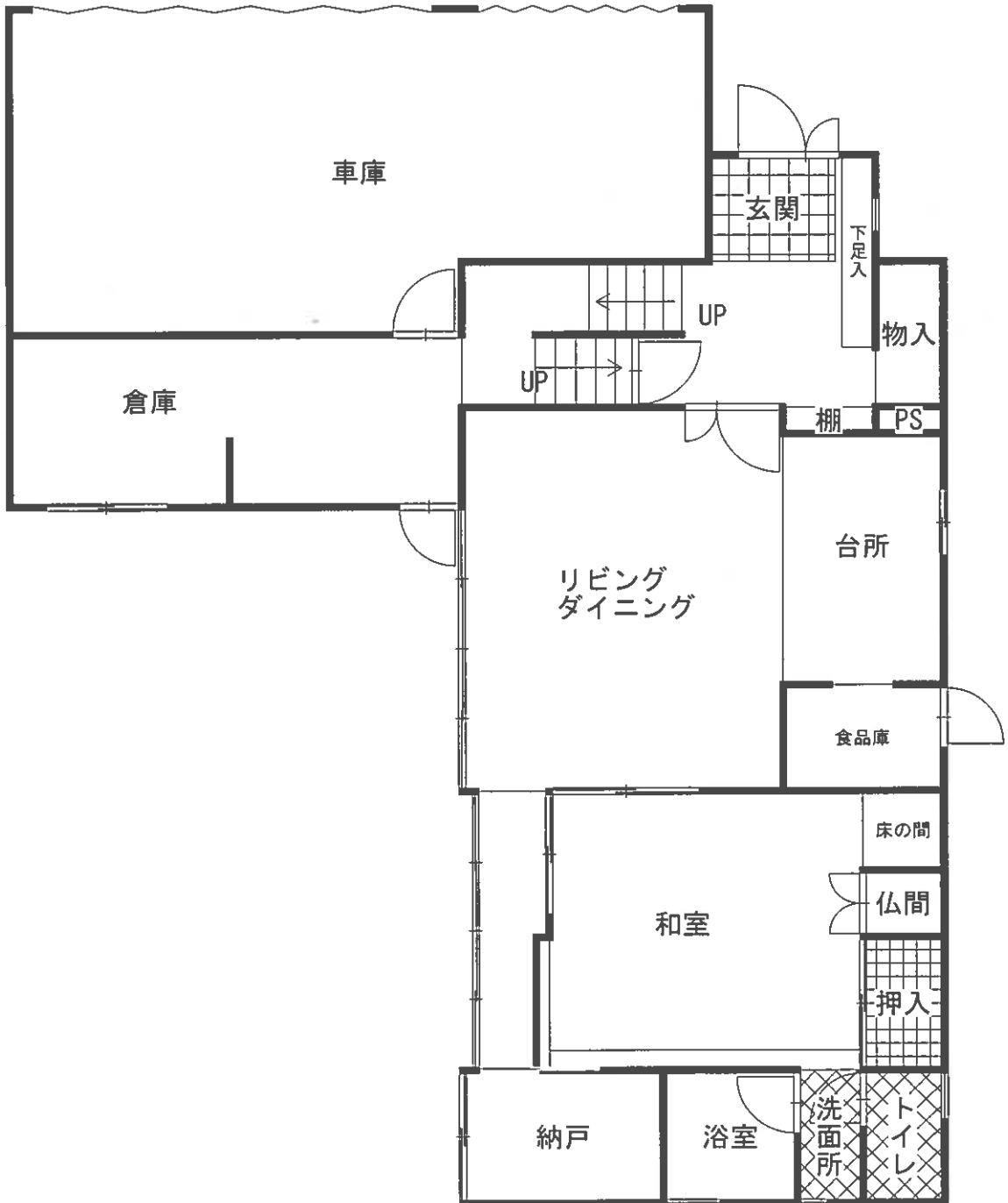
縮尺 1/250

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。  
令和6年11月26日 広島法務局

登記書

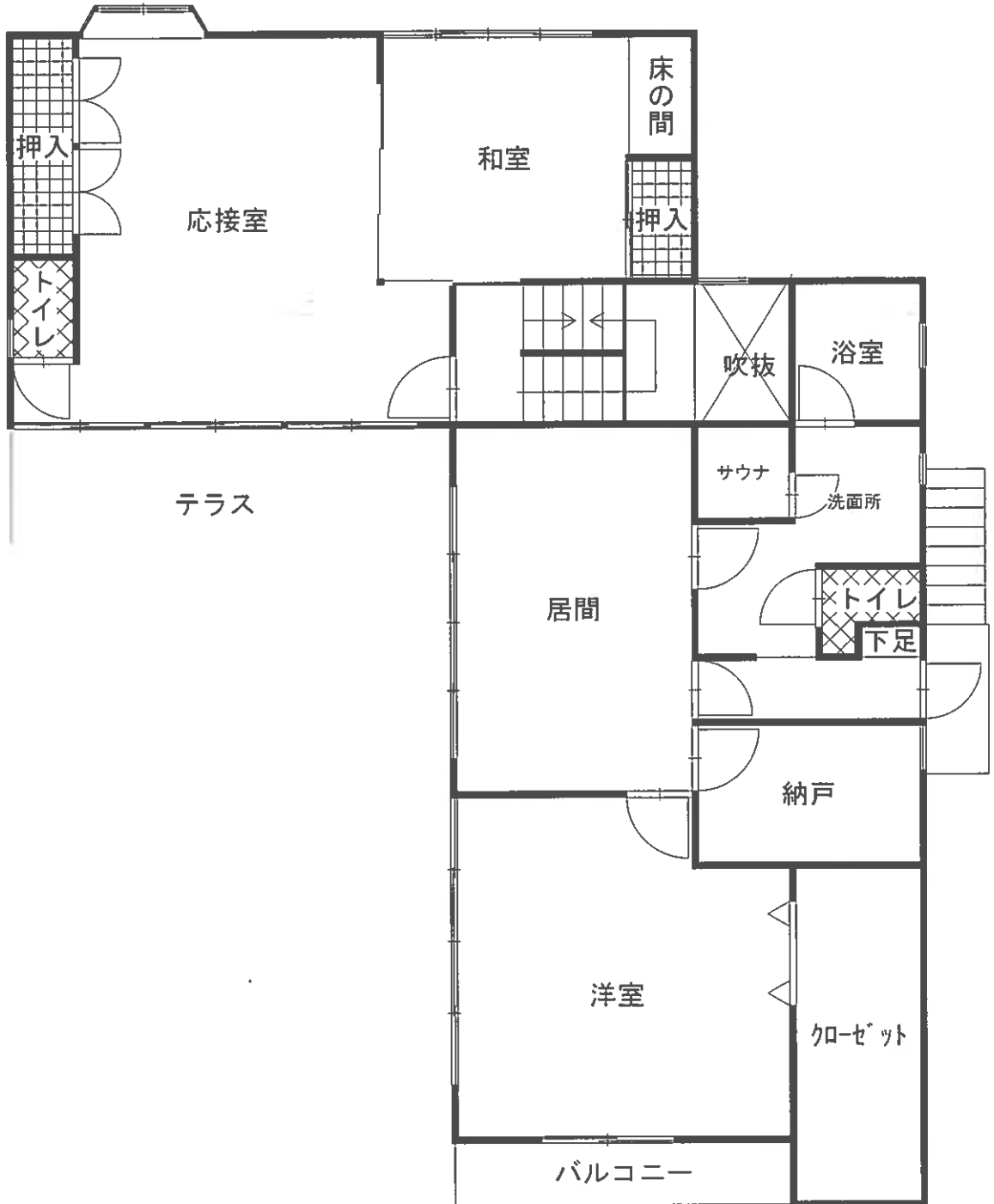
建物間取図（見取図）

1階



建物間取図（見取図）

2階



建物間取図（見取図）

3階

